

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 27(オ)1233	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 29 年 12 月 24 日	原審裁判年月日	昭和 27 年 11 月 20 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 8 卷 12 号 2292 頁		

判示事項	相続登記を省略してなした登記の効力
裁判要旨	甲の死亡後その家督相続人が乙が相続の目的たる不動産を丙に売り渡した場合、乙が相続登記をなさずに相続後の日附で甲名義をもって直接丙名義に所有権移転登記をしても、右登記は有効である。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告人代理人の上告理由は末尾添附別紙記載のとおりであるが、（一）原判決の認定した処によれば本件不動産の所有権は真実被上告人に移転されたものであるから此点において所論登記は真実の権利関係に合致するものである。さればこれを有効なりとした原判旨は相当である。（二）原審の認定した事実を前提として本件賃貸借解除を正当の理由あるものとした原判旨も相当である。（三）本件は本件賃貸借の終了を原因として本件家屋の明渡を求むるもので請求の趣旨も原因も変更はないものである。論旨第二点は全く理由がない。その他の所論は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釋に関する重要な主張を含む」ものと認められない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 井上登 裁判官 島保 裁判官 河村又介 裁判官 小林俊三 裁判官 本村善太郎)

※参考：判例タイムズ 45 号 34 頁、ジュリスト 76 号 79 頁